

上尾市 PPA 方式による公共施設への電力供給事業に係る協定書（案）

上尾市（以下「甲」という。）及び ■■■（以下「乙」という。）は、PPA 方式による公共施設への電力供給事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備等（以下「設備」という）の導入により、公共施設における平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難所施設、防災拠点等でのエネルギーを確保するため、設備設置施設への再生可能エネルギー由来電力の供給、運転管理及び維持管理を目的とした事業を、甲乙協力して進めるために、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施要領等 本事業のプロポーザル方式による公募（以下「公募」という。）に関し、甲が令和7年〇月〇日付けで公表した実施要領、要求水準書、別紙及び様式をいう。
- （2） 提案書 公募に対し、乙が提出した企画提案書一式（提案書類一式についてのプレゼンテーションを含む。）をいう。
- （3） 設備 本事業において乙が施設に設置し、所有する太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備をいう。
- （4） 施設 本事業の対象となる甲が所有する施設をいう。
- （5） 目的外使用許可 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく許可をいう。

（基本理念）

第3条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、互いに協力し信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

（事業の実施）

第4条 乙は、本事業の実施に当たり、本協定のほか、関係法令、実施要領等の内容を遵守しなければならない。ただし、実施要領等についてこれによりがたい場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 乙は、本事業を、提案書の内容に沿って実施するものとし、提案書の内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、甲の承諾を受けた上で決定するものとする。なお、乙は提案書及び協議により決定した内容を踏まえた事業計画を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は前項の事業計画に従って事業を進めなければならない。
- 4 乙は、あらかじめ甲と協議して決定した方法により、1か月分の設備の発電電力量及び公共施設の温室効果ガス削減量を甲へ報告しなければならない。
- 5 前項に規定する報告義務は、次条第1項に規定する実施期間の最終月の翌月までとする。
- 6 乙が設備の運転を行う期間は、甲と乙で別に締結する本事業で設置した太陽光発電設備に係る電力の電力供給契約書に定める当該施設に発電電力の供給を開始する日から20年間とする。
- 7 甲が必要と認める場合、本事業の状況について乙に調査を行わせ、その報告を求めることができる。この場合において、甲は当該調査を乙に依頼するに当たり、その必要性を慎重に検討するものとし、その費用は甲乙協議とする。
- 8 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。乙は、甲から指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。
- 9 乙は、本事業において、国庫補助事業を活用して設備を導入する場合、国庫補助事業に係る公募要領の内容を遵守しなければならない。
- 10 国庫補助事業に係る公募要領の解釈に反する手続等により、補助金の返還等が発生した場合は、乙の負担により対応するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により、補助金の返還等が発生した場合については、この限りでない。

(事業の実施期間)

第5条 本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から全ての設備を撤去し、第10条第1項に定める原状復帰するまでとする。

- 2 乙が設備の設置及び整備を行う期間は、本協定締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、甲の都合及び社会情勢でこれによりがたい場合は、甲乙協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定に特に定めるものを除き、本協定締結日から事業期間の終了日までとする。

(施設の目的外使用許可)

第7条 乙が施設に設備を設置、整備、使用、撤去するに当たっては、甲に対して事前に書面により施設の目的外使用許可を受けなければならない。

2 前項による目的外使用許可期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。また、乙は、第5条第1項に定める期間中は、目的外使用許可期間満了の1か月前までに、目的外使用許可の更新を申請することができる。

3 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該施設の目的外使用許可を取り消すことができる。

(1) 乙が適切な維持管理を怠ったとき。

(2) 乙が、当該施設の目的外使用許可条件に反したとき。

(3) 甲による施設の改築又は廃止等により、甲が乙に施設を使用させることができなくなったとき。

(費用負担)

第8条 本事業の実施に係る設備の設置、維持管理及び撤去に関する一切の費用は乙が負担する。ただし、設備の設置、維持管理及び撤去で使用する電気、上下水道等については、甲が乙に無償で提供するものとする。

2 甲は、乙に対し、乙が前条第1項に規定する目的外使用許可を受けたことにより生ずる使用料を免除するものとする。

(設備等の譲渡)

第9条 乙は、本事業に係る権利義務及び設備について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(設備の撤去)

第10条 乙は、施設の目的外使用許可期間が満了したとき(第7条第2項により目的外使用許可が更新された場合を除く。)又は目的外使用許可が取り消されることになったときは、速やかに乙の費用負担と責任により該当する設備の全部を撤去し、当該施設の原状復帰を行うものとする。ただし、第7条第3項第3号により目的外使用許可が取り消された場合は、撤去及び原状復帰の費用を甲の負担とする。

2 乙は、前項の規定により原状復帰を行う場合は、その内容等について、事前に書面で甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 撤去工事の実施期間などの詳細については、目的外使用許可満了以前に甲乙協議の上、定めるものとする。

(設備等設置場所への立入)

- 第11条 乙及び本事業に関して乙が下請負又は受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)は、設備等の設置、維持管理及び撤去をするため、施設に立ち入ることができる。
- 2 前項の規定による立入りは、施設を管理する者等と事前に調整した上で立ち入る日時を決定し、当日は身分等を証する書類を提示し現地の承諾後に立入るようにしなければならない。

(電気料金の設定等)

- 第12条 乙は、設備において発電した電力を甲が必要とする電力の需要に応じて供給するものとし、甲は乙にその対価(以下「電気料金」という。)を支払うものとする。
- 2 電気料金は、乙が提案書に示した単価を超えないこととする。ただし、甲の責による事業内容の変更によるものについては、甲乙協議の上決定するものとする。また、社会情勢、他の状況の変化により、これによりがたい場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(環境教育・学習等)

- 第13条 乙は、甲が行う環境教育・学習等に対して、積極的に協力するものとする。

(公租公課)

- 第14条 設備に賦課される公租公課は、乙が負担する。

(緊急時の対応)

- 第15条 乙は、本事業の実施に当たり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、設備に関して事故、災害等による不具合等が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに、速やかに実態を調査し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発を防止するための対応を行うものとする。
- 3 甲は、乙が前項の規定による適切な措置を講じない場合、必要な範囲で設備を撤去することができる。撤去に要した費用は乙が負担するものとする。

(守秘義務等)

- 第16条 甲及び乙は、本事業を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年上尾市条例第28号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等)

第17条 乙は、本事業を実施する上で、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）から、妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、下請負人等が暴力団員又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

(委託の禁止等)

第18条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が第24条第1項第4号から第8号までのいずれかに該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置を取らなければならない。

(リスク分担)

第19条 協定期間における甲乙の予想されるリスクと責任分担は次の表のとおりとする。ただし、次の表に定めのない事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

リスク分担表

リスクの種類	リスク内容	負担者			
		市	事業者	分担協議	
共通	実施要領の誤り	実施要領や要求水準書の記載事項に重大な誤りのある場合	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散・光害等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○		
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
契約不適合責任	設備に係る契約不適合責任		○		
不可抗力	風水害や地震、その他自然的な事象のうち、保険等又は同等の措置を超えるもの		○		
	第三者の行為等人為的な事象のうち、保険等又は同等の措置を超えるもの			○	
計画・設計段階	物価	物価変動		○	
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
	工事に伴う停電時の対応	非常用電源の確保		○	
支払関連	物価	物価変動		○	
	金利	市中金利の変動		○	
	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○		
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○	
		施設損傷	設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷		○
設備に起因する施設への障害			○		
	施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	○			

保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○	
住民 対応	苦情対応等	設備の設置に係る光害、騒音等による近隣住民の被害への対応		○	
		事業の実施に係るもの	○		

（損害賠償等）

第20条 甲が第24条第1項各号のいずれかにより本協定を解除した場合その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被る場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。甲の責に帰すべき事由により、乙が損害を被る場合は、甲は乙に対し当該損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第21条 乙は、施設内で本事業を遂行するうえで影響のない程度の契約不適合を発見しても、甲に対し損害賠償等の請求をすることができない。

（著作権の侵害の防止）

第22条 乙は、乙が作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、乙が作成した成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙の負担により対応しなければならない。

（特許権等の使用）

第23条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（協定の解除等）

第24条 甲は、第6条の協定期間にかかわらず、甲が乙への目的外使用許可を取り消し（第7条第3項第3号により目的外使用許可が取り消された場合を除く。）、若しくは更新しない場合又は次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、目的外使用許可条件又は関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 乙の事業実施が乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断された場合

- (3) 甲が必要に応じて行う事業評価において、客観的又は明らかに事業継続が不可能と判断された場合
 - (4) 乙が、銀行取引停止処分を受けた、又は倒産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受けた、又はこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、仮差押、強制執行、競売の申立てを受けた、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁により営業取消、停止等の処分を受けた、又は自ら営業等を休止、停止した場合
 - (7) 乙の合併、会社分割等により法人格に変動が生じたことで、本事業の遂行が困難であると判断できる場合
 - (8) 乙又は下請人等が、暴力団員又は暴力団員等に該当する場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対し損失補償、損害賠償その他の支払を求めることはできない。
- 3 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。
- 4 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、設備が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するために過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲及び乙は協議し合意の上、本協定を解除することができる。この場合において、乙が本事業実施のために支出した費用（設備費用並びに設備の設置及び撤去費用を含むがこれに限らない）のうち、未回収分の費用があるときには、当該未回収費用相当額の負担については乙の負担とする。なお、この場合は、相互に損害賠償請求できない。
- 5 甲は、本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、解除の内容及び理由を公表できる。

(届出義務)

- 第25条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。
- (1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
 - (2) 乙が、銀行取引停止処分を受けた、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受けた、又はこれらの申立てをした場合
 - (3) 乙が、仮差押、強制執行、競売の申立てを受けた、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合

(5) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により、損害を被った場合

(6) 本事業の実施に関し、設備が滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第26条 本協定に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協力事業者による事業実施)

第27条 乙が本事業の実施に関し、他の法人等との連携により本事業を実施する場合、乙は事前に書面により甲の承認を受けた上で、当該法人等(以下「協力事業者」という。)と協力事業者に関する協定等を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、乙は当該協定等の内容を直ちに甲に通知するものとする。

2 前項の規定により本事業を実施する場合、甲は、本事業に係る協議、調整その他全てについて乙を相手方とし、甲から乙へ通知した事項は、協力事業者に通知したものとみなすものとする。

3 第1項の規定により本事業を実施する場合、乙は、甲に対して、本協定内容の履行に必要な一切の事務処理等を行うものとする。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

4 前項の規定により乙につき生じた事項及び行為は、協力事業者の構成員に対して、その効力を生じるものとする。

5 協力事業者の構成員は、本協定に定める事項を遵守しなければならない。

6 協力事業者の構成員は、本事業の実施について連帯してその責を負うものとする。ただし、事前に書面により甲の承認を得た事項については、この限りでない。

7 協力事業者の構成員が脱退又は追加される場合、乙は事前に書面により甲に申請し、承諾を得なければならない。

8 協力事業者の構成員は、設備の所有権を他の構成員に譲渡し、設備について抵当権、賃借権その他の権利を設定し、他の構成員に譲渡若しくは移転、転貸等を行い、又は他の構成員に対する債務の担保に供する場合、事前に書面により甲に申請し、承諾を得なければならない。

(協定外の事項)

第28条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定内容の変更)

第29条 甲及び乙は、必要があると認めるときは甲乙協議の上、本協定内容の一部を変更することができる。

上記の協定締結を証するため協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

(甲) 上尾市本町三丁目1番1号

上尾市

上尾市長 畠山 稔 印

(乙) ■■■■

印